

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年8月29日

京都市長 門川大作

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

平成20年度京都市水垂埋立処分地モニタリング解析業務委託

(2) 履行場所（対象）

京都市伏見区淀水垂町他地内

(3) 委託概要

- ア ガス等濃度分布整理 一式
- イ 地下水水質濃度分布整理 一式
- ウ 地下水位状況整理 一式
- エ 水処理状況と水収支整理 一式
- オ E1地区生活環境整理 一式
- カ 考察 一式

(4) 履行期間

契約の日から平成21年3月31日まで

(5) 支払条件

前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払うこととし、部分払はなしとする。

2 本件入札に関する問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日(4)にあつては、公告の日から開札の日までの間)において、現に京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿(測量・設計等)又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿(測量・設計等)に記載されている者であつて、次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち、「建設環境部門」又は「廃棄物部門」の登録を受けていること。

(2) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「建設環境」に係る技術士資格者又は「衛生工学部門」の選択科目における「廃棄物管理」に係る技術士資格者を管理技術者として配置し得ること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ入札参加申請書提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、他の入札案件において、技術者として配置を予定されていないこと。落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(3) 平成5年度以降に履行済みの委託業務において、供用中又は閉鎖された一般廃棄物又は産業廃棄物管理型最終処分場の環境調査結果を用いた解析業務を元請負者として履行した実績があること。

(4) 公告の日から開札の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市理財局財務部調度課（以下

「調度課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の前日(当該日が京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その前日(休日が連続するときは、休日初日の前日)午後5時までに、次のア又はイの方法により複写承認書を入手すること。

ア 京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手する(この場合、複写承認書を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。)

イ 調度課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手する(この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。)

(3) 本件入札に参加しようとする者は、前項で入手した複写承認書を次のア又はイの設計図書等の販売業者に提示して、設計図書等を購入し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間内に入札を行うこと。

(設計図書等の販売業者)

ア 株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町第3キョートビル1階(電話075-351-2992)

想定販売金額 208円(A4コピー13枚)

イ 株式会社平安光業

京都市中京区丸太町通烏丸西入北側（電話075-231-1177）

想定販売金額 130円（A4コピー13枚）

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

平成20年9月9日（火）、10日（水）及び11日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格

本件入札の予定価格は、次のとおりである。

予定価格 6,940,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(8) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要な書類を提出しない者の行った入札は無効とする。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設コンサルタント登録通知書（写し）

3(1)に示す条件を証明するもの

ウ 技術者配置予定調書

3(2)の管理技術者を記載し、「技術士登録証明書」（登録科目が確認できるもの）及び常勤の自社社員であることを証明する書類の写し（A4判）を添付すること。

エ 業務実績調書

3(3)に示す履行実績を記載し、それを証明し得る契約書、仕様書等の写しを添付すること。

(9) 入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び業務実績調書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、調度課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>）及び調度課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び業務実績調書を掲示するので、調度課のホームページ又は調度課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間は、休日を除くものとし、交付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

なお、添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、件名及び場所のみを記載して、4(6)の入札期間内に、調度課に設置してある「入札

資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成20年9月12日（金）午後2時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

エ その他市長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌日（当該日が休日に当たるときは、その翌日（休日が続くときは、休日最終日の翌日））の午後1時から調度課のホームページにおいて公表し、併せて調度課で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、すべての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を、開札日の翌日（当該日が休日に当たるときは、その翌日（休日が続くときは、休日最終日の翌日））の午後1時から落札結果の公表までの間、調度課のホームページにおいて公表し、併せて調度課で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を調度課まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

7 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先 2に同じ。

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（理財局財務部調度課）